

令和 7 年 6 月 30 日
東京税関業務部

関 係 各 位

環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品（英国を原産地とするもの）
に係るセーフガードの発動について

令和 7 年 4 月から令和 7 年 5 月末日までの関税暫定措置法施行令別表第 1 の 25 の項に掲げる物品（環太平洋包括的及び先進的協定適用豚肉調製品（英国を原産地とするもの））の輸入数量が、それぞれ関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項に規定する財務大臣が告示等をする数量を超えることとなりました。

このことから、令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、関税暫定措置法第 7 条の 8 第 1 項の規定に基づき品目別セーフガードが発動されることとなりましたのでお知らせ致します。

問合せ先
東京税関業務部通関総括第 1 部門
電話：03-3599-6337